

●第4次男女共同参画プランまるがめ体系図

資料 4

				←色付きは、数値目標あり ○印のあるものは、審議会が指定した「意識的に実践すべき事業」（各課最大3）			
目標番号	目指すまちの姿	施策番号	施策の内容（方向）	事業番号 （プランに 記載はあり ません）	担当課	具体的な取組事例	
1	男女共同参画の意識づくり 【男性も女性も一人ひとりが誇りを持って自分らしく生きています。「男は仕事、女は家庭」といった固定的な性別役割分担意識にとらわれず、個人として等しく尊重され、男女共同参画の必要性について理解を深めています。】	【1】 男女の人権尊重・男女共同参画意識の醸成に向けた広報・啓発の充実	多様な団体との連携、すべての年齢層が手軽に情報を入手できるような様々な広報媒体の活用、男女共同参画の必要性について共感を得られるような内容による効果的な広報・啓発活動を行います。	1	男女共同参画室	○「男女共同参画週間（6月23日～29日）」などに合わせた重点的な広報・啓発活動の実施 ○市民活動団体やコミュニティ、PTAなど、多様な団体と連携しながら広報・啓発活動を実施 ○ホームページやソーシャル・ネットワーキング・サービス（SNS）、動画などを活用した広報・啓発活動の実施 ○定期的な講習会、研修会の実施	
				2	図書館		
				3	スポーツ推進課		
			地域や団体などで男女の人権尊重と男女共同参画を推進するリーダーを養成するとともに、リーダーが活動しやすいように協力します。	4	男女共同参画室		○かがわ男女共同参画推進員の活動への協力・支援 ○女性人財リストを活用したリーダー養成と活動への協力・支援
			市が制作する広報物などについて、男女の人権尊重と男女共同参画の視点に立った適切な表現を推進します。	5	秘書課広報戦略室（広聴広報課）		
				6	男女共同参画室		
		【2】 情報の収集・提供と実態調査・研究の実施	市民が、男女共同参画をめぐる国際社会の動きと我が国の状況について理解を深められるように、国際的動向などの情報収集と提供を行います。	7	男女共同参画室	○人権や男女共同参画に関する意識調査の実施 ○意識調査とは別の効果測定を実施	
			人権や男女共同参画に関する調査を行い、把握したデータなどを基に、実態把握と今後の施策検討を行います。	8	人権課		
				9	男女共同参画室		
2	男女共同参画を推進する教育、学びの機会の充実（意識醸成・健康保持） 【家庭、学校、地域において、子どもから大人まで、男女共同参画や自分らしく主体的に生きていくことの大切さを学ぶ機会が充実しています。また、男女がお互いの身体的性差を十分に理解し合い、ライフステージに応じて心とからだの健康が保持・増進されています。】	ア. あらゆる学びの場における意識の醸成					
		【1】 男女共同参画の視点に立った教育、保育の推進	子どもが発達段階に応じて男女の人権尊重や男女共同参画への理解を深めることができるよう、男女共同参画の視点に立った学校運営や教育、学習、保育を充実させます。 教職員や保育士が、男女共同参画の理念とジェンダーに関する理解を深められる機会を提供します。	10	学校教育課	○「男女共同参画モデル園」の実施	
				11	幼保運営課		
		【2】 男女共同参画の視点に立った進路指導、キャリア教育の推進	子どものころから、性別役割分担意識にとらわれない家庭生活を基盤とした人生設計と、生涯の仕事やキャリアについて学び、考える機会を提供します。	12	学校教育課	○セクシュアル・ハラスメント防止対策の徹底 ○職員研修への参加促進	
				13	幼保運営課		
				14	学校教育課	○小・中学校における職場訪問・職場体験活動を核とした勤労観、労働観の育成のための教育の推進	

目標番号	目指すまちの姿	施策番号	施策の内容（方向）	事業番号 （プランに 記載はありません）	担当課	具体的な取組事例	
		【3】 男女共同参画の推進 に向けた学びの機会 の提供	男女がともに、社会の様々な事柄を男女共同 参画の視点で理解し、豊かに生きる力を養う ことができるよう、また、家庭や地域におい て、男女共同参画の視点を持って子どもを教 育することができるよう情報提供を行い、働 く人も参加できる学びの機会を提供します。	15	男女共同参画室	○男女共同参画に関する講演会や講座の実施 ○生涯学習に関する情報と機会の提供 ○男女共同参画に関する図書などの充実と効果的 な提供	
				16	まなび文化課 （生涯学習課）		
				17	図書館		
			女性の貧困対策のため、ライフプランニング の重要性や人生全般におけるリスク管理への 理解を深めるよう、特に若い層へ働き掛けま す。	18	男女共同参画室		
				19	まなび文化課 （生涯学習課）		
		イ. 健康保持につながる取組促進					
		【4】 男女の性とともに理 解・尊重する意識の 浸透	発達段階に応じて、児童、生徒が生命の教育 をはじめとする性に関する正しい知識と、自 ら考え判断する能力を身につけられるよう、 男女の人権尊重の精神に基づく性教育を推進 します。	20	学校教育課	○小・中学校における様々な教科や学級活動と関連 づけた性教育の実施 ○幼・保・こども園における生命の教育の実施	
				21	幼保運営課		
		【5】 男女の心とからだの 健康保持・増進対策 の推進	男女が、ライフステージに応じて主体的に健 康づくりに取り組むための支援を行います。	22	健康課	○コミュニティと連携した、健康づくりへの啓発活動と 事業の実施 ○男女の様々な不安やストレスを軽減させるための 相談事業の実施 ○生活習慣改善のための保健指導実施 ○がん検診受診率向上に向けた広報・啓発	
				23	健康課		
		【6】 女性の生涯にわたる 健康保持・増進対策 の推進	思春期から更年期まで、生涯を通じて大きく 変化する女性の健康について女性自身が的確 に自己管理できるよう支援します。	24	福祉課	○生理の貧困対策についての調査、研究 ○女性の健康に関する正しい知識の普及、啓発	
				25	健康課		
			地域において安心して安全に子どもを産み育 てることができるよう、妊娠、出産、子育て にわたり切れ目なく支援を行います。	26	健康課	○「ハッピーサポートまるがめ」事業の充実	

目標番号	目指すまちの姿	施策番号	施策の内容（方向）	事業番号 （プランに 記載はありません）	担当課	具体的な取組事例
3	政策・方針決定過程への女性参画の推進 【政策・方針決定の場に男女がバランスよく参加しています。そして、参加者が活発に意見を述べ合うことで気づきと新しい発見が生まれ、多様な意見を反映させた決定が行われています。】	【1】 政治への関心を高める取組の推進	市民の政治分野への関心度及び女性議員が増えない要因を分析し、女性議員数の増加にもつながるよう、市民の政治への関心を高める取組を行います。	27	男女共同参画室	○小・中学校における主権者教育の推進 ○選挙の投票率向上に向けた意識啓発の実施 ○中・高校生への意識啓発の実施
				28	学校教育課	
				29	議会事務局	
				30	選挙管理委員会	
		【2】 行政機関における意思決定の場への女性の参画拡大	市民公募の拡大、団体への協力要請などを通じて、市の審議会等への女性委員の登用を進めます。 市役所女性職員の計画的な人材育成と管理職への登用を推進します。	31	男女共同参画室	○男女共同参画部局への事前協議の徹底 ○女性人財リストの活用 ○女性活躍推進法、次世代育成支援対策推進法に基づく「特定事業主行動計画」に沿った取組推進 ○出産、育児をしながらキャリア形成を行う意欲が持てるよう育児休業中の職員に対する支援の充実 ○登用された管理職が働き続けられるような支援方策の研究
				32	職員課	
				33	男女共同参画室	
		【3】 企業などにおける意思決定の場への女性の参画推進	企業などに対し、意思決定の場への女性参画推進を働きかけます。	34	男女共同参画室	○瀬戸内中讃定住自立圏女性活躍推進協議会による広域的取組の実施 ○女性活躍推進法の周知 ○女性活躍推進法に基づく「一般事業主行動計画」策定の働きかけ実施 ○女性活躍推進法に基づく認定を受けた企業や、女性登用が進んでいる企業の取組を紹介
				35	産業観光課	
		【4】 防災における男女共同参画の推進	防災の主体的な担い手として女性を位置づけ、男女共同参画の視点を取り入れた防災・復興体制を確立します。	36	危機管理課	○防災計画、災害対応マニュアルなどにおいて男女共同参画の視点を明確に位置づけ ○自主防災活動での女性の参画推進と、女性の役割見直しの働きかけ実施 ○自主防災組織における女性リーダーの育成 ○防災における男女共同参画推進のための学習会の開催 ○女性消防団員の増加と様々な訓練の実施
				37	男女共同参画室	
				38	消防総務課	
			避難所運営や被災者支援において、男女のニーズの違いなど、男女双方の視点に配慮した取組を推進します。	39	危機管理課	○平常時における研修、訓練の実施 ○乳幼児や妊産婦など、女性や子育て家庭のニーズに配慮した避難所の運営

目標番号	目指すまちの姿	施策番号	施策の内容（方向）	事業番号 （プランに 記載はあり ません）	担当課	具体的な取組事例
4	男女のワーク・ライフ・バランスの推進（職場・家庭・地域活動）《重点目標》 【男女が職場での仕事だけでなく、家庭での家事においても責任を果たしつつ、やりがいや充実感を感じながら働いています。また、それぞれのライフステージに応じて、男女がともに子育て、介護、趣味などの自分の時間も大切にしています。】	ア. 働く場におけるワーク・ライフ・バランスの推進				
		【1】働き方改革の推進に向けた機運の醸成	男女がともに子育てや介護をしながら働き続けられるよう、長時間労働を前提とした働き方の見直しに、行政、企業、経済団体などが連携しながら取り組むとともに、社会的な機運の醸成に努めます。	40	男女共同参画室	○関係団体などとの連携体制の構築 ○ワーク・ライフ・バランス推進、女性活躍推進の意義を経営者や市民などに幅広く啓発 ○積極的な取組を行う企業の発掘、好事例の紹介 ○出前講座などを通じ、消費者層における働き方改革のメリットとデメリットを周知（不便な生活にも寛容な対応を）
				41	産業観光課	
		【2】企業などにおけるワーク・ライフ・バランスの推進	働く男女のワーク・ライフ・バランス、女性活躍の実現・定着に向け、企業に対する広報・啓発を行うとともに、働く人と経営者が一致協力して行う企業の取組を支援します。	42	庶務課	○ワーク・ライフ・バランスや女性活躍を推進している企業への優遇措置の検討・実施（瀬戸内中讃定住自立圏女性活躍推進協議会事業を含む） ○イクボス研修など、企業などへの出前セミナーの実施 ○子育て支援や介護支援に関する制度や相談窓口などの情報を企業や労働組合などに提供 ○取組に対する助成金の支給などの支援実施 ○取組に対する国の支援内容、助成金などの情報提供
				43	男女共同参画室	
				44	産業観光課	
				45	職員課	
		【3】市役所におけるワーク・ライフ・バランスの推進	市内企業の「モデル事業所」となるよう、市役所において職員のワーク・ライフ・バランス推進、女性活躍推進に積極的に取り組みます。	46	男女共同参画室	○次世代育成支援対策推進法と女性活躍推進法に基づく「特定事業主行動計画」の推進 ○ワーク・ライフ・バランス研修を継続的に実施 ○イクボス研修の実施
				47	健康課	
		【4】働く男女の健康管理対策の推進	心身ともに健康に働けるよう、働く男女の健康管理対策を行います。	48	産業観光課	○市民や企業に対する心の相談の実施、周知 ○市民や企業に対する、女性労働者の母性保護・健康管理の啓発実施 ○企業に対する中讃勤労者福祉サービスセンターへの加入促進と支援
				49	都市計画課	
		【5】コンパクトシティの推進	家庭、職場、保育の場、介護施設が近接し、働きながら安心して子育てや介護ができるコンパクトなまちづくりを進めます。			○男女共同参画の視点を取り入れたコンパクトシティ形成に向けた計画の策定
		イ. 子育て・介護支援の充実				
		【6】子育て環境の整備、充実	定住促進の視点も加えながら男女がともに仕事と育児を両立できるよう、多様な働き方に対応した保育サービスの充実に努めます。	50	子育て支援課	○「丸亀市こども未来計画」の着実な推進による子育て支援の基盤の整備
				51	幼保運営課	
			障がいのある子どもたちや医療的ケアが必要な子どもたちを安心して育てられるように支援します。	52	福祉課	○障がい児支援、発達障がい児支援の充実、拡大と医療的ケア児支援の体制整備
				53	子育て支援課	
				54	学校教育課	
				55	幼保運営課	

目標番号	目指すまちの姿	施策番号	施策の内容（方向）	事業番号 （プランに 記載はありません）	担当課	具体的な取組事例
			児童虐待の未然防止、解決に向けて実態把握に努めるとともに、虐待の早期発見、早期対応のために、関係機関と連携を密にし、被虐待児の保護対策や相談・通報事業を充実させます。	56	子育て支援課	○児童虐待防止に関する啓発活動の実施 ○被虐待児への対応に関する研修の実施 ○丸亀市要保護児童対策地域協議会の連携強化
			地域で子どもを育てるために、地域での見守り体制の構築など、地域における子育て支援を充実させます。	57	子育て支援課	○ファミリー・サポート・センターの充実 ○子ども食堂・子どもの居場所への支援 ○地域子育て支援拠点事業の連携強化 ○放課後児童対策の充実
				58	教育総務課	
				59	幼保運営課	
		【7】高齢者などに対する介護支援の充実	介護が必要な高齢者や障がい者を介護する人の負担を軽減させるために、介護支援や生活支援などのサービスを充実させます。	60	高齢者支援課	○介護保険制度の啓発 ○質の高い介護サービスの確保 ○ニーズに合わせた柔軟なインフォーマルサービスの充実 ○在宅医療と介護の連携の推進 ○認知症カフェによる認知症の人と家族への支援の充実
		【8】保育士の確保	保育の質と量を確保するため、保育士不足解消に向けた取組を進めます。	61	幼保運営課	○保育士養成施設と連携し、保育士確保対策を実施 ○県と連携しながら、潜在している人材の発掘と人材バンクへの登録の推進 ○保育士資格を持つ人の再就職に向けての支援実施
		【9】介護職域における人材の育成、確保	介護の質と量を確保するため、介護職員不足解消に向けた取組を進めます。	62	高齢者支援課	○県と連携しながら、香川県福祉人材センターを周知
		ウ. 地域活動や市民活動への参画推進				
		【10】男性の家庭生活への参加を前提とした、男女や多様な世代の相互支援促進と活動支援	男性の家事、育児、介護などへの主体的な参画を促すため最適な時期を意識した広報・啓発活動を行うとともに、マルタスの活用やWEB会議などの活用も含め、学ぶ機会を増やします。	63	男女共同参画室	○「食育月間(6月)」 「食育の日(毎月19日)」 「かがわ育児の日(毎月19日)」 に合わせた重点的な広報・啓発活動の実施 ○男性の料理普及啓発者の育成 ○妊娠から男性の育児参画に向けた講習会の開催 ○介護教室や介護者交流会への参加促進 ○男性保護者による読み聞かせの推進
				64	健康課	
				65	高齢者支援課	
				66	図書館	
				67	幼保運営課	

目標番号	目指すまちの姿	施策番号	施策の内容（方向）	事業番号 (プランに 記載はありません)	担当課	具体的な取組事例
			家庭生活や地域活動、市民活動の様々な場面に存在する固定的な性別役割分担意識に基づく慣行やしきたりの見直しを多様な世代に対し働きかけ、活動を支援します	68	男女共同参画室	○コミュニティ、自治会などの会長、役員への女性登用の呼びかけ実施 ○モデルになるような地域活動の紹介
				69	地域づくり課 (生活環境課)	
			就業している男女が地域活動や市民活動の大切さを理解し、協力できるよう、市役所職員をはじめとする就業者や企業に働きかけます。	70	男女共同参画室	○市役所職員に対する地域活動の紹介 ○市民活動団体が実施する事業への支援
				71	地域づくり課 (生涯学習課)	
			男性が子育てに参画しやすくなるための環境整備を推進します。	72	都市計画課	○子ども連れが利用しやすい公園の整備 ○公共施設の建設時に、ベビーベッドを備えた男性トイレや多目的トイレの整備
				73	建築住宅課 (住宅課)	
5	労働環境における女性活躍の整備 【就業の形態やニーズが多様化する中、働く場において性別による不利益な取り扱いを受けることなく、安心して生き生きと働けるよう、労働環境が整備されています。】	【1】女性の就職・再就職、継続就労、起業・創業などのための支援	働き続けたい女性が能力を発揮し、生き生きと働けるよう、女性の能力開発やネットワークづくりなどを支援します。また若い世代に働き方について考える機会を提供します。	74	男女共同参画室	○キャリアアップにつながる研修会などの開催 ○働く女性向けの交流会の開催 ○従業員の育成に取り組む企業を対象にした助成制度の周知と、利用の促進
				75	産業観光課	
			子育て、介護などにより離職した女性の再就職、起業・創業などの支援を行います。	76	産業観光課	○県や関係機関主催の就職説明会やセミナー、職場実習、技術訓練の実施などに関する情報提供 ○起業や創業、経営上のあらゆることに関する相談窓口の設置 ○創業者に対する助成制度、フォローアップ体制などによる支援実施
			働きたい女性、働く女性の悩みや困りごとなどの解消につながる相談事業を実施します。	77	男女共同参画室	○相談体制の整備 ○働く女性の実態・ニーズ把握
				78	産業観光課	
		【2】企業などにおける男女雇用機会均等対策の推進	性別を理由とする採用、配置、昇格などにおける差別的取り扱いやセクシュアル・ハラスメント、マタニティ・ハラスメントなどが行われない職場づくりを促進します。また、性別による賃金格差是正についての取組を検討します。	79	職員課	○市役所内でのハラスメント防止に向けた取組強化 ○就業者や企業に対する労働基準法、男女雇用機会均等法、育児・介護休業法などの労働関係法令・制度の周知、啓発 ○企業経営者などにハラスメント防止対策の徹底を促進
				80	男女共同参画室	
				81	産業観光課	
		【3】女性の参画が進んでいない業種での女性就業への理解促進と農林水産業、商工業など、自営業に従事する女性への支援	女性の参画が進んでいない業種において、女性の就業と定着を促進するよう、関係団体への啓発と支援を行います。また、自営業に従事する女性たちが更なる活躍につながるよう女性のネットワークづくりを支援します。	82	男女共同参画室	○職場環境の整備を支援 ○女性人材リストを活用した人的交流の実施
				83	産業観光課	
			農林水産業における男女共同参画意識が確立するよう、学習機会の提供、働きやすい環境の整備などの支援を行います。	84	農林水産課	○農業経営において活躍する女性を紹介 ○農業団体、漁業団体における男女共同参画の実態把握と、女性登用の働きかけ実施 ○女性認定農業者の育成 ○家族経営協定の締結推進

目標番号	目指すまちの姿	施策番号	施策の内容（方向）	事業番号 （プランに 記載はありません）	担当課	具体的な取組事例
6	女性に対するあらゆる暴力の根絶（教育・啓発・相談体制）《重点目標》 【市民が女性に対するいかなる暴力も許さないという意識を持ち、DVやセクシュアル・ハラスメント、パワー・ハラスメント、性暴力など、あらゆる暴力のない社会が形成されています。】	ア. あらゆる暴力を許さない意識の醸成				
		【1】 あらゆる暴力を許さない意識の醸成に向けた啓発の実施	DVやセクシュアル・ハラスメントなど、あらゆる暴力を許さないという意識を社会全体で共有するために、新しい手法も模索しながら様々な機会を通じて年齢層に合わせた広報・啓発活動を行います。	85	生活環境課 （危機管理課）	○「広報丸亀」、ホームページ、リーフレットなど効果的な広報媒体を活用した啓発活動を実施 ○「女性に対する暴力をなくす運動」期間（11月12日～25日）などに合わせた重点的な啓発活動の実施 ○若年層に対するデートDVに関する啓発活動の実施 ○幼児から中学生まで、発達段階に応じたジェンダー平等に配慮した教育の推進、充実
				86	男女共同参画室	
				87	子育て支援課	
				88	学校教育課	
				89	幼保運営課	
		【2】 相談窓口の周知	暴力に対する抑止力となるよう、地域の意識を高めるような啓発活動を行います。	90	男女共同参画室	○コミュニティにおいて研修などを実施
			イベントや研修会の場などで相談窓口の周知を行うとともに、民間店舗などに相談シールの貼付などについて協力を求めます。	91	男女共同参画室	
		イ. DV被害者の早期発見と相談体制の充実				
		【3】 発見通報に関する関係機関への働きかけの実施	被害者を発見する可能性の高い保育士や教職員、救急隊員などに理解を促し、日常業務の中で被害者が早期に発見されやすい環境づくりに努めます。	92	男女共同参画室	○職員研修の実施
			民生委員・児童委員や人権擁護委員に対し、被害者の早期発見などについて、理解と協力を求めます。	93	男女共同参画室	
		【4】 相談員の資質向上のための研修実施と心理的ケアの充実	被害者の人権に配慮した対応を行うように、相談員の資質向上に努めます。	94	子育て支援課	○相談員の研修会への参加 ○事例検討会議への出席
			相談員のメンタルヘルスカケアを行うなど、一人で抱え込むことのない体制をつくります。	95	子育て支援課	○ケース対応に関する相談員同士の情報共有のためのミーティング会議開催
		ウ. DV被害者の保護と自立支援の充実				
		【5】 DV被害者が一時的に避難できる場所の確保	緊急に保護を求めてきた被害者が、一時保護が行われるまでの間、一時的に避難できる場所を、香川県子ども女性相談センターや警察と連携しながら確保します。	96	子育て支援課	
		【6】 DV被害者と同僚の子どもへの適切な情報提供と切れ目のない支援の実施	被害者の立場を十分考慮したうえで、自立した生活に向けた支援を行います。	97	男女共同参画室	○DV対策ネットワーク会議などによる、関係各課・機関との連携強化 ○二次的被害の防止と情報管理の徹底 ○住宅の確保や生活の支援など、被害者が自立して生活するための支援体制の整備 ○子どもの心のケア実施検討
				98	子育て支援課	
			男性被害者への支援の方法を検討します。	99	子育て支援課	

目標番号	目指すまちの姿	施策番号	施策の内容（方向）	事業番号 (プランに 記載はありません)	担当課	具体的な取組事例
7	困難を抱える人が安心して生活できる環境整備 【市、企業やNPO等のほか、地域が相互に連携して、本当に支援を必要とする人への助け合いが広がり、困難を抱えた人も安心して生活しています。】	【1】ひとり親家庭への支援の充実	ひとり親家庭の母親や父親、その子どもに対して、子育て支援や就業支援など、各家庭の状況に対応した支援を行います。	100	福祉課	○相談事業の充実 ○住宅支援の実施 ○経済的支援等の充実 ○就業支援の実施
				101	子育て支援課	
				102	建築住宅課 (住宅課)	
				103	教育総務課	
		【2】高齢者が安心して暮らせる環境の整備	高齢者が家庭や地域で安心して暮らすことができるよう、地域生活の支援や生活環境の向上に取り組みます。特に高齢単身女性の相対的貧困率が高い現状を踏まえ、安定した生活が営めるよう支援を行います。	104	福祉課	○就業支援、社会参加の促進 ○高齢者虐待防止 ○相談事業の充実 ○ユニバーサルデザインの推進
				105	高齢者支援課	
				106	都市計画課	
				107	建築住宅課 (住宅課)	
				108	建設課	
		【3】障がい者が安心して暮らせる環境の整備	障がい者が家庭や地域で安心して暮らすことができるよう、生活環境の向上や地域生活の支援に取り組むとともに、社会参画のための支援を行います。特に障がいのある女性については、女性であることでさらに複合的な困難を抱えることがあるという視点に立って事業を行います。	109	福祉課	○地域生活支援事業の充実 ○障がい者虐待防止 ○相談事業の充実 ○障がい者差別解消の推進 ○ユニバーサルデザインの推進
				110	都市計画課	
				111	建築住宅課 (住宅課)	
				112	建設課	
		【4】外国人が安心して暮らせる環境の整備	国籍や文化などの違いにかかわらず外国人が安心して暮らすことができるよう、多言語による情報提供や、日本語の学習機会などの学習支援を充実させます。また、外国人の地域活動への参画促進に努めるとともに、市民の多文化共生への理解を深め、外国人が暮らしやすい環境の整備を進めます。特に女性の外国人については、女性であることでさらに複合的な困難を抱えることがあるという視点に立って事業を行います。	113	秘書課 (秘書政策課)	○生活関連情報の周知 ○相談事業の充実 ○市民が相互に交流する機会の提供 ○地域活動への外国人の参画促進
		【5】多様な性を認める意識の醸成に向けた啓発の実施	性的少数者が安心して暮らすことができるよう、正しい理解の促進や啓発に努めます。	114	人権課	